

浜松市上下水道部告示第8号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を指定したので、浜松市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年浜松市水道部管理規程第9号）第6条第1項第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和8年2月27日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

指 定 番 号 第 8 3 2 号

事業所の所在地及び
氏名又は名称 浜松市中央区大瀬町2281番地の5
株式会社フジイ
代表取締役 藤井 賢弥